

# 「災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針」について

## 1 県対応方針策定等の経緯

### 【策定】

・令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土砂災害において、安否不明者の氏名等を公表したことが救助対象者の絞り込みに繋がり、人命救助活動の効率化・円滑化に役立った。

・同年9月に内閣府等から安否不明者の氏名等公表を奨励する通知があった。

↳地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言

以上を踏まえ、県内市町村との意見交換等を経て、令和4年3月に本方針を策定した。

### 【改正】

・令和3年に改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）の施行及び「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（内閣府）」（以下「国指針」という。）の策定を踏まえ、令和5年4月に本方針を改正した。

## 2 県対応方針の概要

### (1) 公表の趣旨

#### 【安否不明者】

災害時、人命救助活動の効率化・円滑化のために氏名等を公表する。

#### 【死者及び行方不明者】

災害時、国民の「知る権利」に応え、不確実情報の拡散防止のために氏名等を公表する。

#### 〈参考〉

安否不明者：災害が原因で「行方不明者」になる可能性がある者

行方不明者：災害で所在不明となり、死亡の疑いがある者

氏名等：氏名・年齢・性別・住所（大字まで）

### (2) 公表の考え方

区分	全国共通の考え方	各県の判断	
	安否不明者	行方不明者	死者
方針	法に基づき公表 （救助活動の効率化等のため公表する旨、利用目的に定める） ※国指針の考え方を採用	法に基づき公表 （知る権利・デマ等拡散防止のため公表する旨、利用目的に定める）	県要綱で準用する法に基づき公表 （知る権利・デマ等拡散防止のため公表する旨、利用目的に定める）
留意事項	市町村から県への氏名等の提供は、国指針において統一的な考え方が示されている。	市町村から県への氏名等の提供は、各市町村の個人情報の取扱いに基づき行われる。	市町村から県への氏名等の提供は、各市町村の死者情報の取扱いに基づき行われる。
	本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止のため、住民基本台帳の閲覧制限がある場合や、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等により所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合は、公表対象から除く。		

#### 〈参考〉

県要綱：死者情報の提供等に関する事務取扱要綱（R5.4.1施行）

## 3 県の対応状況

- (1)市町村における「利用目的の特定」に向けた支援
- (2)氏名等公表の具体的な手順等に関するマニュアルの作成
- (3)県地域防災計画への本方針の位置づけ